

お願い

受講資格証明書は下記の受講資格を満たす者に対して証明し、「従事した作業内容」については下記の「受講資格」欄に当てはまる作業内容を具体的に記入してください。

※「従事した作業内容」への記載内容が不十分なものが多く見られます。

当協会において、下記条件を満たしていると判断できない場合は、技能講習を受講できませんので、ご留意願います。

技能講習受講資格 (労働安全衛生法第76条 労働安全衛生規則第79条 別表第6)	
受講区分	受講資格
プレス機械作業主任者技能講習	プレス機械による作業に5年以上従事した経験を有する者
乾燥設備作業主任者技能講習	1 乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者 2 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの 3 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの
はい作業主任者技能講習	はい付け又ははい崩しの作業に3年以上従事した経験を有する者 ※フォークリフト作業のみは不可です。